

(農林水産省)

事 項 名	20年度減量・効率化の取組内容
<p>本省内部部局等におけるアウトソーシング等による効率化（農林水産省本省、林野庁本庁、水産庁本庁）</p>	<p>農林水産省行政効率化推進計画に基づき、庁舎管理業務情報システム（庁内LAN）管理業務、研修業務、公用車関係業務、電話交換業務等について外部委託を図り、平成19年度に大臣官房の定員を5人、20年度に2人合理化することを含め、21年度以降も引き続きアウトソーシング等による効率化による定員の計画的な合理化を図る。</p>
<p>【地方農政局】 農林統計等関係の業務見直し等</p>	<p>① 農林統計部門4,132人（17年度末定員）について、次のとおり平成18～19年度に672人、20年度に447人合理化することを含め、22年度末までに定員を1,904人以上合理化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 実地調査の原則廃止により22年度末までに1,167人合理化する。</li> <li>－ 企画・取りまとめ業務の合理化により22年度末までに538人合理化する。</li> <li>－ 管理業務の合理化により22年度末までに199人合理化する。</li> </ul> <p>② 情報部門876人（17年度末定員）について、業務内容の重点化により、18～19年度に定員を143人、20年度に119人合理化することを含め、22年度末までに定員を502人以上合理化する。</p> <p>③ 以上のほか、次の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 農政改革の進展に応じて、個々の統計調査の必要性や情報業務の内容を不断に見直す。その一環として、職員による実地調査として残る統計調査の調査員調査、郵送調査への移行を進め、一層の減量・効率化を推進する。</li> <li>－ 22年度末までの定員合理化を踏まえて、関連組織を整理合理化する。</li> </ul>
<p>食糧管理等関係の業務見直し等</p>	<p>① 食糧管理部門3,297人（17年度末定員）について、次のとおり平成18～19年度に586人、20年度に372人合理化することを含め、22年度末までに定員を1,647人以上合理化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 主要食糧の備蓄運営・国家貿易業務に係るシステムの最適化により22年度末までに266人合理化する。</li> <li>－ 農産物検査業務についての国の関与の縮減により22年度末までに123人合理化する。</li> <li>－ 米穀の生産調整及び米麦の生産・流通調査業務の調査方法等の見直しにより22年度末までに921人合理化する。</li> <li>－ 管理業務の合理化により22年度末までに337人合理化する。</li> </ul> <p>② 消費・安全部門4,096人（17年度末定員）について、次のとおり18～19年度に154人、20年度に139人合理化することを含め、22年度末までに定員を549人以上合理化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 食品表示監視業務について実施方法等の見直しにより22年度末までに314人合理化する。</li> <li>－ 食品価格・需要動向調査業務の調査方法の見直しにより22年度末までに47人合理化する。</li> <li>－ 管理業務の合理化により22年度末までに188人合理化する。</li> </ul> <p>③ 以上のほか、次の見直しを行う。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>－ 米政策改革や農政改革の進展に応じて、仕事のやり方自体を含めて不断に業務見直しを行う。その一環として、主要食糧の備蓄運営・国家貿易業務、農産物検査及び米穀の生産調整業務について、一層の減量・効率化を推進する。</li> <li>－ 22年度末までの定員合理化を踏まえて、関連組織を整理合理化する。</li> </ul>
地方農政局の公共事業関連業務を始めとする業務の効率化	<p>公共事業関連業務を始めとする業務の効率化・合理化を図ることにより、農林統計等関係及び食糧管理等関係の業務見直し等による定員の合理化のほか、平成18～19年度に地方農政局の定員を240人、20年度に120人合理化することを含め、22年度末までに定員を480人以上合理化する。</p> <p>上記の取組のうち、公共事業関連業務については、事業費の減少に応じた業務のスリム化や業務の効率化の推進を図ってきており、今後とも地方農政局における国営事業の円滑な推進を図るため、アウトソーシングや電子入札等公共事業支援統合情報システム（CALS/EC）を始めとした事務処理のIT化等を引き続き推進し、効率的な業務の執行に努めることにより、18～19年度に定員を130人、20年度に65人合理化する。</p>
<p><b>【植物防疫所及び動物検疫所】</b></p> <p>検疫業務の民間委託等による業務の効率化</p>	<p>動物検疫業務及び植物検疫業務について、最適化計画に基づくシステムの運用業務等の外部委託等を進め、平成18～19年度に植物防疫所の定員を14人、動物検疫所の定員を6人、20年度に植物防疫所7人、動物検疫所2人合理化することを含め、22年度末までに植物防疫所の定員を27人以上、動物検疫所の定員を10人以上合理化する。</p>
<p><b>【動物医薬品検査所】</b></p> <p>動物医薬品検査所における検査検定業務等の効率化</p>	<p>力価試験の廃止、検定対象の見直し、規格基準の策定等、検査検定業務の見直しを行い、減量・効率化を図ること等により平成18～19年度に定員を4人、20年度に2人合理化することを含め、22年度末までに定員を7人以上合理化する。</p>
<p><b>【森林管理局】</b></p> <p>森林管理関係の業務見直し等</p>	<p>① 森林管理関係5,264人（17年度末定員）について、平成18～19年度に定員を185人、20年度に92人合理化することを含め、22年度末までに定員を2,410人以上合理化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 業務の効率化により22年度末までに440人合理化する。</li> <li>－ 人工林の整備、木材販売等の業務の非公務員型独立行政法人への移行により22年度末までに1,970人合理化する。</li> </ul> <p>② 以上のほか、次の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 独立行政法人への移行後の国及び独立行政法人の具体的組織体制については、十分に精査し効率化を図る。</li> <li>－ 区分経理の在り方など今後の特別会計改革において検討される事項についての結論を踏まえ、更に定員の合理化</li> </ul>

	を図る。
【漁業調整事務所】 漁業調整事務所の業務実施体制の見直し	内部管理業務の見直し等の業務実施体制の見直しにより、平成18～19年度に定員を4人、20年度に1人合理化することを含め、22年度末までに定員を6人以上合理化する。
業務・システムの最適化に基づく 業務の効率化・合理化	<p>業務の効率化、民間委託の推進等を実施することにより内部管理業務を見直す。</p> <p>「農林水産省情報ネットワーク（共通システム）の最適化計画」に基づきLANシステムの故障等の縮減と故障対応に必要な業務処理時間の短縮等を実施する。</p> <p>「動物検疫業務及び植物検疫業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）の業務・システムの最適化計画」に基づき電子申請の推進、データベース等の構築・活用等を実施する。</p> <p>「総合食料局（旧食糧庁）における情報管理システムの最適化計画」に基づき業務間でのデータ連携を通じたデータ重複入力等の排除、手作業及び紙媒体による業務の電算処理化等を実施する。</p> <p>「国有林野事業関係業務の業務・システムの最適化計画」に基づき情報を蓄積、整理、活用する機能強化による企画立案の高度化や事業結果の分析・評価等を実施する。</p> <p>「農林水産省共同利用電子計算機システムに係る業務・システムの最適化計画」に基づき農林水産統計の見直しに沿ってデータの一元管理、サーバの集約、システムの管理・運用業務のアウトソーシング等による業務の簡素化を実施する。</p> <p>「生鮮食料品流通情報データ通信システムに係る業務・システムの最適化計画」に基づき業務の廃止等の見直しを行うとともに、インターネットを利用した情報収集やシステムのオープン化等による業務の簡素化を実施する。</p> <p>これらの取り組みにより、平成18～19年度に定員を741人、20年度に359人合理化することを含め、22年度末までに定員を1,640人合理化する見込みである。</p> <p>以上のほか、府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システムについては、各最適化計画の進捗状況を踏まえつつ、各計画の担当府省と調整を行い、府省共通業務・システムの導入による業務の効率化・合理化を実施する。</p>
統計調査業務の民間開放の推進による 効率化・合理化	牛乳乳製品統計調査（指定統計調査）、生鮮食料品価格・販売動向調査（承認統計調査）及び木材流通統計調査のうち木材価格統計調査（承認統計調査）について、平成20年度より市場化テストの対象業務とするなど、一層の減量・効率化を推進する。
施設管理・運營業務の市場化テストの実施	農林水産研修所、食料消費技術研修館、農業技術研修館、生活技術研修館、森林技術総合研修所における施設の管理・運營業務については、民間競争入札を行い、平成21年度から原則3年以上の複数年契約によって実施することにより、施設の管理・運營業務の効率化等を図る。

<p>特別会計改革による事務・事業の効率化・合理化</p>	<p>平成19年度に食糧管理特別会計及び農業経営基盤強化措置特別会計を統合し、特別会計内の資金繰りの効率化等を通じ事務事業の効率化を図るとともに、平成20年度に国営土地改良事業特別会計を廃止し、国営土地改良事業の実施に必要な経理を一般会計において実施し、事務事業の合理化・効率化を図ることにより、定員1人合理化する。</p> <p>森林保険特別会計については、20年度までに、独立行政法人化を検討する。</p> <p>農業共済再保険特別会計及び漁業再保険及漁業共済保険特別会計については、20年度までに統合を検討する。</p>
<p>農林水産研修所、農林水産政策研究所、森林技術総合研修所の組織・運営の効率化・合理化</p>	<p>① 農林水産政策研究所については次のとおり合理化等する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 平成19年度に課の廃止・統合により総務・企画系統のスリム化、研究課題に機動的かつ弾力的に対応するために、また、部室制からグループ制へ研究部門の再編成を内容とする組織再編により定員を2人、20年度に内部管理業務の見直し等により、2人合理化することを含め、21年度以降も引き続き、業務の合理化等により定員の計画的な合理化を図る。</li> <li>－ これまで実施してきている評価に加え、同研究所の設置目的に沿って、研究成果の政策への反映に努め、その実績について毎年度把握するとともに、外部有識者による厳格な評価を3年ごとに受けて、その結果を公表する。</li> </ul> <p>② 内部管理業務の見直し等により、農林水産研修所の定員を19年度に1人、20年度に1人、また、森林技術総合研修所の定員を19年度に1人、20年度に1人合理化することを含め、引き続き、21年度以降も内部管理業務の見直し、アウトソーシングの積極的な推進等、徹底的な見直しを行い、業務実施体制の効率化・合理化を図る。</p>
<p>農林水産技術会議事務局における事務・事業及び組織の合理化等</p>	<p>平成20年度において、行政ニーズに的確に対応した研究課題の設定、その厳格な進行管理を行い、研究成果の実用化を促進するため、農林水産技術会議事務局を必要に応じ見直すとともに、業務の合理化・効率化を図ることにより、定員を20年度に5人合理化することとし、引き続き、21年度以降も業務実施体制の合理化・効率化を図る。</p>

(注) 事項名に(☆)がある事項における平成20年度の合理化数は他の事項との重複がある。